

身体障害者福祉法第 15 条の規定に基づく
医師の指定要領

神奈川県福祉子どもみらい局

福祉部障害福祉課

(令和 7 年 4 月 1 日)

目 次

身体障害者福祉法第 1 5 条の規定に基づく医師の指定要領	・ ・ ・ 1
別表 1 「身体障害者福祉法第 1 5 条第 2 項に基づく医師の指定 に関する基準」	・ ・ ・ 3
別表 2 「身体障害者福祉法第 1 5 条第 2 項に基づく医師の指定 に関する審査基準」	・ ・ ・ 5
別紙「身体障害者福祉法第 1 5 条の医師に関する申し合わせ事項」	・ ・ ・ 6
内規「身体障害者福祉法第 1 5 条第 2 項に基づく医師の指定に関する 審査基準の医師指定に関する申し合わせ事項 3 の取扱範囲」	・ ・ ・ 7
身体障害者福祉法第 1 5 条の規定に基づく医師の指定基準 審査基準（概要）	

身体障害者福祉法第15条の規定に基づく医師の指定要領

(趣旨)

- 1 身体障害者福祉法（昭和24年12月26日法律第283号。以下「法」という。）第15条の規定に基づく医師（以下「指定医」という。）の指定については、法のほか、この要領により定める。

(指定の申請)

- 2 指定医の指定の申請は、第1号様式及び第2号様式に医師免許証（写）を添付して行うものとする。
(2) 神奈川県外で指定医の指定を受けたものについては、第1号の指定の申請を行うものとする。
(3) 申請するものは、指定月（7月、11月、3月）の前々月（5月、9月、1月）の月末までに申請を行うものとする。

(届出)

- 3 指定医が医療機関を異動又は退職、もしくは指定辞退しようとする場合は、次に掲げる届出を行うものとする。
(1) 神奈川県内市町村（指定都市・中核市を除く。以下「県内市町村」という。）に所在する医療機関間の異動、県内市町村に所在する医療機関から神奈川県内指定都市・中核市（以下「指定都市・中核市」という。）または、他県に所在する医療機関に異動、もしくは指定辞退する場合第3号様式により届出を行うものとする。
(2) 指定都市・中核市に所在する医療機関から県内市町村に所在する医療機関に異動する場合第2号様式及び第3号様式に医師の免許証（写）を添付して届出を行うものとする。

(指定に関する基準)

- 4 指定に関する基準は別表1のとおりとする。

(指定医の指定及び審査基準)

- 5 知事は、法第15条に基づいて指定を受けようとする医師から指定申請があったときは、神奈川県社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴いて指定する。
(2) 審議会が、法第15条第2項の規定により、神奈川県知事に対し意見を述べようとするときは別表2に従って行うものとする。
(3) 知事は、第1号及び第2号により医師を指定したときは、次の事項について告示する。

ア 指定年月日

イ 氏名

ウ 診療科名

エ 診断する障害の区分

オ 病院又は診療所の名称

カ 所在地

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 この要領をもって、身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する基準（平成12年4月1日施行）及び身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関する審査基準（昭和46年4月1日施行）は廃止する。
- 3 なお、本要領施行後、当分の間、旧申請様式等での申請を有効とする。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年12月24日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年8月21日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年11月4日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

1 この要領は、令和3年12月1日から適用する。

2 なお、本要領施行後、当分の間、旧申請様式等での申請を有効とする。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から適用する。

別表 1

身体障害者福祉法第15条第2項に基づく医師の指定に関する基準

- 1 指定医の指定は、第4項（1）から（13）に掲げる障害分野ごとに行うものとする。
- 2 法第15条第2項の規定により、医師の指定に当たって神奈川県社会福祉審議会の意見を聞く際には、以下の事項について十分に審査を行い、指定医師の専門性の確保に努めるものとする。
 - （1）医籍登録日
 - （2）担当しようとする障害分野
 - （3）当該医師の職歴
 - （4）当該医師の主たる研究歴と業績
 - （5）その他必要と認める事項
- 3 指定医は、担当する障害分野について、法第15条第1項に規定する診断書を作成するものとする。
- 4 指定医の指定は、その障害分野ごとに、以下の（1）から（13）に掲げる診療科目を主として標ぼうする病院又は診療所において診療に従事し、かつ、その診断に関する相当の学識経験を有する医師について行うものとする。
 - （1）視覚障害の医療に関係のある診療科名
眼科、小児眼科、神経内科、脳神経外科
ただし、眼科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による視力喪失者の診療に限る。
 - （2）聴覚障害の医療に関係のある診療科名
耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、神経内科、脳神経外科
ただし、耳鼻咽喉科以外の診療科にあつては、腫瘍・神経障害等による聴力喪失者の診療に限る。
 - （3）平衡機能障害の医療に関係のある診療科名
耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、食道気管・耳鼻咽喉科、神経内科、脳神経外科、リハビリテーション科
 - （4）音声、言語機能障害の医療に関係のある診療科名
耳鼻咽喉科、小児科耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、内科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、脳神経外科、形成外科、リハビリテーション科
 - （5）そしゃく機能障害の医療に関係のある診療科名
耳鼻咽喉科、小児耳鼻咽喉科、気管食道・耳鼻咽喉科、気管食道内科、神経内科、気管食道外科、形成外科、リハビリテーション科、口腔外科（ただし、口腔

外科については4級の口唇口蓋裂の先天性異常の後遺症による咬合異常によるもののみ。)

(6) 肢体不自由の医療に係る診療科名

整形外科、外科、小児外科、内科、神経内科、脳神経外科、形成外科、リウマチ科、小児科、リハビリテーション科

(7) 心臓機能障害の医療に係る診療科名

内科、循環器内科、心臓内科、外科、心臓血管外科、心臓外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科

(8) じん臓機能障害の医療に係る診療科名

内科、循環器内科、腎臓内科、人工透析内科、外科、移植外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児科泌尿器科

(9) 呼吸器機能障害の医療に係る診療科名

内科、呼吸器内科、気道食道内科、外科、呼吸器外科、気管食道外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科

(10) ぼうこう又は直腸機能障害の医療に係る診療科名

泌尿器科、小児泌尿器科、外科、消化器外科、内科、消化器内科、神経内科、小児科、小児外科、産婦人科（婦人科）

(11) 小腸機能障害の医療に係る診療科名

内科、消化器内科、外科、消化器外科、腹部外科、小児科、小児外科

(12) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害に係る診療科名

内科、血液内科、感染症内科、外科、小児科、産婦人科

ただし、エイズ拠点病院での従事経験があることが望ましい。

(13) 肝臓機能障害の医療に係る診療科名

内科、消化器内科、外科、消化器外科、移植外科、腹部外科、肝臓外科、小児科、小児外科

別表2

身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師
の指定に関する審査基準

(指定申請)

- 1 医師の指定申請は、原則として1人1科目とする。

(経験年数等)

- 2 医師の経験年数は、次の各号のいずれかに該当していることを必要とする。なお、経験年数の算入方法等必要なことは、別紙に定める。

(1) 病院又は診療所において、別表1第4項に掲げる各障害の医療に関係のある診療科の診療に5年以上専ら従事していること。

(2) 病院のうち大学病院又はこれに準ずる病院においては、別表1第4項に掲げる各障害のうち視覚障害、聴覚もしくは平衡機能障害又は音声機能、言語機能もしくはそしゃく機能障害の医療に関係のある診療科の診療に2年以上、肢体不自由、心臓機能障害、じん臓機能障害、呼吸器機能障害、ぼうこうもしくは直腸機能障害、小腸機能障害、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害又は肝臓機能障害の医療に関係のある診療科の診療に3年以上専ら従事していること。

(地域的考慮)

- 3 指定にあたって地域的考慮は特に行わない。

別紙

身体障害者福祉法第15条の医師指定に関する申し合わせ事項

- 1 大学院、後期臨床研修の研修期間について（S 5 6 . 1 0 . 2 1、H 2 0 . 4 . 1、H 2 1 . 7 . 1）

研修内容が、とくに担当しようとする障害区分に関係のある科であるときは、医療経験期間に算入する。

- 2 病理学教室等の研修期間について（S 5 6 . 1 0 . 2 1）

臨床に関わりのない場合は、医療経験期間に算入しない。

- 3 指定科目数について（S 5 7 . 8 . 2 0）

担当する障害区分は、原則として1人1科目とする。

ただし、心臓と呼吸器などのように両障害に関連性のあるものについては、2障害区分を担当することを認める。

- 4 じん臓機能障害について（S 5 7 . 8 . 2 0）

人工透析に従事していた経験のあること。

- 5 医師の雇用形態について（H 2 . 7 . 1 0）

該当する診療科について審査基準3に定める経験年数を満たしていれば、申請時点における雇用形態が常勤か非常勤かは問わない。

- 6 大学病院又はこれに準ずる病院の範囲について（H 4 . 3 . 2 6、H 2 1 . 7 . 1）

大学病院又はこれに準ずる病院の範囲は、医師法第16条の2に基づく臨床研修病院とする。

- 7 口唇・口蓋裂後遺症によるそしゃく機能障害に関する意見書を作成する歯科医師について

日本矯正歯科学会の認定医または日本口腔外科学会の専門医であり、かつ日本口蓋裂学会の会員であること

（H 5 . 3 . 3 0、H 1 5 . 4 . 1、H 1 7 . 3 . 1）

- 8 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害について

（H 1 0 . 3 . 2 5）

ヒト免疫不全ウイルス感染者の診療に従事していた経験のあること。

- 9 聴覚障害に係る医師について

聴覚障害に係る法第15条第1項に規定する医師については、原則として、耳鼻咽喉科学会認定の耳鼻咽喉科専門医（以下「専門医」という）を指定すること。

なお、専門医ではない耳鼻咽喉科の医師又は耳鼻咽喉科以外の医師を指定する場合は、聴力測定技術等に関する講習会の受講を推奨するなど専門性の向上に努めること。

（H 2 7 . 4 . 1）

内規

身体障害者福祉法第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関する審査基準の医師指定に関する申合せ事項3の取扱範囲

- 1 医師の希望により、1診療科で2障害区分の担当を認めるものは、次に掲げるものとする。

- ① 心臓機能障害と呼吸器機能障害

可能な診療科名：内科、外科、胸部外科、小児科、小児外科、リハビリテーション科

- ② じん臓機能障害とぼうこう又は直腸機能障害

可能な診療科名：内科、外科、小児科、小児外科、泌尿器科、小児泌尿器科

- ③ 肢体不自由と音声、言語機能障害又はそしゃく機能障害

可能な診療科名：神経内科、リハビリテーション科、脳神経外科

- ④ ぼうこう又は直腸機能障害と小腸機能障害

可能な診療科名：内科、外科、消化器内科、消化器外科、小児科、小児外科

(H22.5.31.)

- 2 ぼうこう又は直腸機能障害について

医師の希望により、ぼうこう機能障害を担当する医師、又は直腸機能障害を担当する医師として、別々に指定することを認める。

(S59.10.25)

- 3 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害、そしゃく機能障害について

医師の希望により、耳鼻咽喉科は全ての障害区分を、神経内科は平衡機能障害及び音声機能・言語機能障害を、気管食道科は音声機能・言語機能障害及びそしゃく機能障害を担当する医師として指定することを認める。(2.4.1社更第67号 平成2年3月12日厚生省社会局通知を平成2年4月1日から適用するため)

- 4 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障害について

医師の希望(申請者が医師以外の場合は医師の承諾が必要)により、既に他の診療科目の指定医師となっている場合でも指定することを認める。(H10.3.25)

- 5 肝臓機能障害について

医師の希望により、既に他の診療科目の指定医師となっている場合でも指定することを認める。(H21.12.24)

身体障害者福祉法第15条に基づく医師の指定基準 審査基準（概要）

	障害区分	必要診療従事経験		従事経験に算入できる診療科名								
		大学病院等	一般病院等									
1	視覚障害	2年以上	5年以上	眼科	小児眼科	神経内科	脳神経外科					
2	聴覚障害	2年以上	5年以上	耳鼻咽喉科	小児耳鼻咽喉科	気管食道・耳鼻咽喉科	神経内科	脳神経外科				
3	平衡機能障害	2年以上	5年以上	耳鼻咽喉科	小児耳鼻咽喉科	気管食道・耳鼻咽喉科	神経内科	脳神経外科	リハビリテーション科			
4	音声・言語機能障害	2年以上	5年以上	耳鼻咽喉科	小児耳鼻咽喉科	気管食道・耳鼻咽喉科	内科	気管食道内科	神経内科	気管食道外科	脳神経外科	
				形成外科	リハビリテーション科							
5	そしゃく機能障害	2年以上	5年以上	耳鼻咽喉科	小児耳鼻咽喉科	気管食道・耳鼻咽喉科	気管食道内科	神経内科	形成外科	リハビリテーション科		
				口腔外科								
6	肢体不自由	3年以上	5年以上	整形外科	外科	小児外科	内科	神経内科	脳神経外科	形成外科	リウマチ科	
				小児科	リハビリテーション科							
7	心臓機能障害	3年以上	5年以上	内科	循環器内科	心臓内科	外科	心臓血管外科	心臓外科	胸部外科	小児科	
				小児内科	リハビリテーション科							
8	じん臓機能障害	3年以上	5年以上	内科	循環器内科	腎臓内科	人工透析内科	外科	移植外科	小児科	小児外科	
				泌尿器科	小児泌尿器科							
9	呼吸器機能障害	3年以上	5年以上	内科	呼吸器内科	気管食道内科	外科	呼吸器外科	気管食道外科	胸部外科	小児科	
				小児外科	リハビリテーション科							
10	ぼうこう又は直腸機能障害	3年以上	5年以上	泌尿器科	小児泌尿器科	外科	消化器外科	内科	消化器内科	神経内科	小児科	
				小児外科	産婦人科(婦人科)							
11	小腸機能障害	3年以上	5年以上	内科	消化器内科	外科	消化器外科	腹部外科	小児科	小児外科		
12	免疫機能障害	3年以上	5年以上	内科	血液内科	感染症内科	外科	小児科	産婦人科			
13	肝臓機能障害	3年以上	5年以上	内科	消化器内科	外科	消化器外科	移植外科	腹部外科	肝臓外科	小児科	
				小児外科								

	重複した障害区分を指定する場合	従事経験に参入できる診療科名（各区分に共通する診療科名）										
14	心臓機能障害と呼吸器機能障害	内科	外科	胸部外科	小児科	小児外科	リハビリテーション科					
15	じん臓機能障害とぼうこう又は直腸機能障害	内科	外科	小児科	小児外科	泌尿器科	小児泌尿器科					
16	肢体不自由と音声・言語、 肢体不自由とそしゃく機能障害	神経内科	リハビリテーション科	脳神経外科								
17	ぼうこう又は直腸機能障害と小腸機能障害	内科	外科	消化器内科	消化器外科	小児科	小児外科					
18	聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語 機能障害、そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	小児耳鼻咽喉科	気管食道・耳鼻咽喉科	神経内科							
19	平衡機能障害、音声・言語機能障害	耳鼻咽喉科	小児耳鼻咽喉科	気管食道・耳鼻咽喉科	神経内科	脳神経外科	リハビリテーション科					
20	音声・言語機能障害、そしゃく機能障害	耳鼻咽喉科	小児耳鼻咽喉科	気管食道・耳鼻咽喉科	神経内科	脳神経外科	気管食道内科	気管食道外科	リハビリテーション科			